

一般競争入札公告

下記のとおり一般競争入札を行うので、地方公務員等共済組合法施行規程第 28 条に基づき公告する。

平成 30 年 4 月 11 日

警察共済組合埼玉県支部長 鈴木 三男

記

1 調達内容

(1) 調達案件名称

平成 30 年度健康づくりプロジェクト体力向上大作戦業務委託

(2) 調達案件の仕様

別添「仕様書」による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

(4) 履行場所

警察共済組合埼玉県支部が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は総合単価を記入すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。

2 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

3 入札参加資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定を準用し、当該規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則第 91 条の規定を重要し、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続き開始決定を受けている者を除く。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続き開始決定を受けている者を除く。
- (5) 本系入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づ

く入札参加除外措置を受けていない者であること。

4 入札参加資格等の確認

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 提出期限及び提出先

平成30年4月23日（月）午後2時までに提出すること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目14番21号

埼玉県職員会館2階 埼玉県警察本部警務部厚生課健康管理指導室

電話 048-832-0110 内線 2806

(3) 確認結果の通知

平成30年4月25日（水）午後5時までに、その結果を通知する。

5 入札関係書類の配付

入札を希望する者は、平成30年5月2日（水）午後3時までに前記3(2)において仕様書等関係書類を受領すること。

6 入札書の提出場所等

(1) 入札日時及び場所

平成30年5月8日（火）午後2時

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目14番21号

埼玉県職員会館2階 埼玉県警察本部警務部厚生課健康管理指導室

(2) 契約条項を示す場所及び入札に関する問い合わせ先

前記4(2)と同じ

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(2) 入札保証金

入札者は見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号、以下「財務規則」という。）を準用し、同規則第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。この場合、同規則第93条第2項第1号及び第2号に該当する場合はその契約の証等を、同規則第93条第2項第3号に該当する場合は履行証明書等を、一般競争入札参加資格確認申請書とともに提出するものとする。

なお、入札保証金は、入札の終了後、これを還付する。ただし、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合には、これに充当するものとする。

(3) 入札の執行

入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。

(4) 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額に消費税を乗じ、契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、地方公務員等共済組合法施行規程第32条1項の規定に該当する場合は免除する。

(5) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 入札者の押印のない入札書によるもの
- エ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの
- オ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの
- カ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- キ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- ク 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- ケ 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

地方公務員等共済組合法施行規程第28条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(8) 手続きにおける交渉の有無

無

(9) 支払条件

発注者である警察共済組合埼玉県支部は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他

入札参加者は、入札後、この公告、仕様書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(11) 問い合わせ

【入札全般】

〒330-0801

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県警察本部 警務部 厚生課 共済第一係

電話 048-832-0110 内線 2815

【仕様関係】

〒330-0801

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県警察本部 警務部 厚生課 健康指導第一係

電話 048-832-0110 内線 2806

平成30年度健康づくりプロジェクト体力向上大作戦業務委託に係る仕様書

1 委託概要

埼玉県内に業者が保有または借用する施設（複数可、ただし1か所はさいたま市内とする）において、運動と栄養に関する教育（講義及び体験学習）を行うとともに、対象者に健康づくりのための具体的な実践目標として運動1つ以上かつ栄養1つ以上を設定させる。また、対象者が設定した目標に基づいて一定期間実践した後、委託業者は実践状況の確認と運動機能検査等によりその効果を検証する。

なお、運動機能検査等は対象者の目標実践期間の前後に行うものとし、1回目と2回目の期間は3か月以上あけること。

2 委託期間及び実施時期

(1) 委託期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）までの間

(2) 運動機能検査等の実施時期

1回目の運動機能検査等（事前測定）は8月末までに、2回目の運動機能検査等（効果測定）は、1月末までに終了すること。検査等の実施は土日祝日及び年末年始を除くこと。

(3) その他

運動機能検査の実施は、午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分の間とし、参加1回あたりの所要時間（休憩・着替に要する時間等を除く）は3時間以内とすること。

また、委託内容1開催あたりの上限人数は、開催施設での運動体験学習を1回でできる人数とすること（例：ソフトエアロビクスを体験させる場合、スタジオ収容上限人数が30人の場合は、30人まで）。

3 対象者

警察共済組合埼玉県支部が指定する組合員（約500人）

4 委託内容

(1) 運動機能検査等

ア 測定項目

以下の項目を必ず含み、2回とも同じ計測方法で実施すること。

なお、測定結果及び健康年齢算出結果は、各回参加当日に対象者へ返却すること。

- (7) 身体組成（体重、体脂肪を必ず含むこと）
- (イ) 全身持久力（自転車エルゴメータ等を使用すること）
- (ウ) 平行機能（閉眼片足立ち）
- (エ) 筋力（握力計を使用すること）
- (オ) 柔軟性（長座位体前屈）
- (カ) 敏捷性（全身反応時間とすること）
- (キ) 筋持久力（上体おこしとすること）

イ 健康年齢の算出

「事業所における労働者の健康保持増進のための指針」の運動機能検査に準じて、前項アの結果における健康年齢を算出し、参加当日に書面で対象者に返却すること。

なお、身体組成のみでの算出は不可とする。

(2) 運動及び栄養に関する教育

対象者以外の者と一緒には実施しないこと。（運動体験学習を除く）

各回とも運動体験学習を行い、2回目に実施する内容は1回目を踏まえた異なる内容とすること。また、負荷は「ややきつい」までとし、対象者が楽しめることに加えて勤務中や自宅でも実践可能か、または、応用的実施が可能な内容とすること。

講義は必ず対面（タブレットやビデオ視聴等機材の実施は不可）で行うこと。ただし、事前協議を経たうえで、配付資料等も含めて活用することは可とする。

なお、教育内容は以下の内容を必ず含むこと。

ア 肥満予防（生活習慣病予防）

肥満（生活習慣病）になりやすい生活習慣（飲酒含む）とその予防

イ 食生活

バランスのとり方と余剰摂取カロリーの対処方法

ウ 時間栄養学に関する内容

夜に食べるとなぜ太るのかまたその回避方法等

エ プラス10及び日常生活動作

運動の効果と日常生活でできる内容（消費エネルギー量を含む）

オ 運動体験学習

有酸素運動、筋力トレーニング、ストレッチング

カ 働く女性の健康づくり（女性のみ）

女性に多い不快な症状（肩こり、首こりを含む）や病気とその対処

(3) 健康づくりのための実践目標（運動と栄養）の設定

前項(1)アイの結果を踏まえて参加者各自の運動及び栄養の実践目標を設定するのを支援すること。実践目標は実践可能でかつ効果が期待できる具体的な内容とし、参加者個々が運動及び栄養の実践項目が明記された書面を持ち帰ることができるようにすること。

なお、実践目標設定の際は、下記アからウの分類に基づいて実施すること。

ア 男性体脂肪率 25%以上、女性体脂肪率 30%以上の者

100 キカロリー程度の食事や運動について助言か資料配布を行ったのち、体脂肪が1月あたり1 kg 以上減少可能で参加者が実践可能な具体的目標設定を行わせること。

イ 健康年齢が実年齢を超えている者（ア該当者を除く）

運動機能検査において劣っている項目についてリスクを説明し、改善できる具体的運動内容を目標に盛り込むこと。また、栄養については、前項(2)イの内容を目標に盛り込み具体的なバランスのとり方を助言すること。

ウ 健康年齢が実年齢よりも若い者（ア該当者を除く）

現在の健康状態を維持及び増進するのにふさわしい具体的な運動目標及び栄養目標を助言すること。

(4) 実践状況確認及び効果測定後の事後指導並びに運動体験学習

効果測定までの間、対象者が実践した状況（一日あたりの歩行結果等を含む）を対象者が提示する記録等（スマートフォン等の画面を含む）により確認すること。

なお、参加者には、埼玉県コバトン健康マイレージ参加を斡旋しているため、実践状況把握の際の参考とすること。

事後指導は、実践状況と効果測定の結果を踏まえ、栄養と運動の項目を1つずつ以上含み、事業終了後も今後の健康づくりに有効で継続実施が望ましいものとする。

運動体験学習は、第1回に実施した有酸素運動、筋力トレーニング、ストレッチングと異なる内容で行うこと。

(5) 参加者アンケートの実施

第1回及び第2回に下記の調査項目を含むアンケートを実施すること。

ア 第1回

- ・ 3か月後どんな自分になっていたか（選択、自由記載いずれでも可）
- ・ 設定した目標を実践する自信（大いに自信があるを+100、全く自信がないを-100）
- ・ 3か月後の健康年齢（参加者自身の予想年齢）

イ 第2回

- ・ 設定目標について（覚えていたか、意識してとりくんだか等）
- ・ 目標達成度（達成を100、全くできなかったを0）
- ・ 見直後の目標を達成する自信（大いに自信があるを+100、全く自信がないを-100）

(6) 結果報告

実施結果は書面及び電子データで報告することとし、実施日の翌月10日までに提出すること。ただし、参加者への同一配布資料は見本10部で可とする。

事業終了報告書は、全体結果及び事業で得たデータを分析及び考察したものとし、書面及び電子データで平成31年2月15日（金）までに提出すること。

(7) 参加者の出欠席

警察共済組合埼玉県支部から参加者予定者名簿が送付された以降、参加者から日程変更等の申し出があった場合は、参加者と委託業者で協議のうえ決定し、委託業者がとりまとめ警察共済組合埼玉県支部に開催日の3日前（土日祝日を含まない）までに委託業者から警察共済組合埼玉県支部に連絡すること。

当日の受付業務は委託業者が参加者の氏名等により行うこと。ただし、事前連絡なく予定時刻に参加者が来ない場合、委託業者は速やかに警察共済組合埼玉県支部に電話で速報し、警察共済組合埼玉県支部は参加の可否を確認後、委託業者へ連絡するものとする。

5 その他

(1) 事故防止

実施前には必ず当日の体調について聴取し、体調が万全でないとは判断した場合には、参加者に理由を説明し、参加を中止させ、警察共済組合埼玉県支部に連絡すること。

なお、本事業の遂行にあたっては、参加者の性別に十分に配慮すること。

(2) 参加者の物品管理

業者が保有する施設を使用する場合は、鍵がかかる更衣ロッカーを対象者が個別に使用できるようにすること。ただし、参加者からロッカーを使用しない貴重品等の管理の申し出があった場合は、対応すること。

(3) 施設の利用

本事業終了後、参加者からの希望があった場合は、シャワー等の利用ができるようにすること。

(4) その他

本使用に定めるもののほか、業務に実施に関し必要な事項は、全て発注者と受注者が十分に協議し、発注者の指示によらなければならない。